

事業種別	大磯町
○職業相談 ○職業紹介 ○助成金	●合同就職面接会 (4市2町、H0-ワ-ク等共催)
主管課	産業観光課
連絡先	0463-61-5719
○起業創業支援 ○助成金	●(株)日本政策金融公庫融資に係る1回目の償還日から1年間、利子の一部を補給 (補助限度額1件10万円)
主管課	産業観光課
連絡先	0463-61-5719
○農林水産業への就労支援	●原則50歳未満で新規就農を行う方への交付金(国:経営開始資金) ●就農・農地相談
主管課	産業観光課
連絡先	0463-61-4100

事業種別	大磯町
○空き家バンク	【空き家バンク】 0 件（R7.5.10現在） 売買0、賃貸0 民間協力有
主管課	都市計画課
連絡先	0463-61-4100
○住宅リフォーム補助	●大磯町住宅耐震化事業補助金：耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事・工事監理（補助要件・限度額あり）
主管課	都市計画課
連絡先	0463-61-4100
○その他独自の実組	●空き家総合相談窓口を開設 ●空家等対策計画の策定、公表 ●いけがき設置奨励事業補助金 ●シンボルツリー奨励事業補助 ※参考 ●スマートエネルギー設備導入費補助金（環境課） ●勤労者住宅資金利子補給制度
主管課	都市計画課
連絡先	0463-61-4100

事業種別	大磯町
独自の育児関係支援（医療費助成等）①	●放課後子ども教室：小学校内において、児童の安全な居場所づくりの確保、異年齢・地域との交流など、様々な体験の機会を提供
主管課	子育て支援課
連絡先	0463-61-4100
独自の育児関係支援（医療費助成等）②	●朝の居場所づくり事業（H28.1～）：小学校始業前に小学校施設等を利用し、子どもたちの居場所をつくることで、児童の健全育成や仕事と子育ての両立を支援
主管課	子育て支援課
連絡先	0463-61-4100
独自の育児関係支援（医療費助成等）③	●2歳児全戸訪問事業 ●5歳児健康診査：年中児すこやかアンケート
主管課	子育て支援課
連絡先	0463-71-3377
独自の育児関係支援（医療費助成等）④	●ファミリー講座、青少年おもしろ講座の実施
主管課	生涯学習課
連絡先	0463-61-0255
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑤	●地域子育て支援拠点事業（子育て支援総合センター・子育て支援センター）：子育て親子の交流の場、子育て等に関する相談、子育て講座、母親講座なども実施（子育てアドバイザー） ●利用者支援事業：保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援（子育てコンシェルジュ）
主管課	子育て支援課
連絡先	0463-71-3377
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑥	●妊婦健康診査費用補助：14回分の妊婦健康診査費用補助券を発行（多胎児はプラス2回分追加で発行） ●特定不妊治療費助成、不育症治療費助成 ●妊婦歯科健康診査（1回分無料）
主管課	子育て支援課
連絡先	0463-61-4100
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑦	●産後ケア事業（アウトリーチ、デイサービス、ショートステイ） ●新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問全数訪問
主管課	子育て支援課
連絡先	0463-61-4100
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑧	●2歳児歯科健診フッ素塗布体験 ●産婦歯科健康診査（1回分無料） ●産婦健康診査費用補助 ●新生児聴覚検査費用補助
主管課	子育て支援課
連絡先	0463-61-4100

独自の育児関係支援（医療費助成等）⑨	●ブックスタートの実施 ●「おはなし会」「わらべうたであそぼう！」等、親子・子ども向け行事の実施
主管課	生涯学習課(図書館)
連絡先	0463-61-3002
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑩	●ファミリーサポートセンター事業：会員相互による育児援助活動
主管課	子育て支援課
連絡先	0463-71-3377
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑪	●こども医療費助成 0歳から18歳（高校修了）までの子どもを対象に、入院・通院・調剤費等の自己負担分を助成 ●ひとり親医療費助成 保護者がひとり親等である場合に、子どもが18歳に達するまでの間、子どもと保護者の医療費（保険適用分に限る）の自己負担分を助成
主管課	子育て支援課
連絡先	0463-61-4100

事業種別	大磯町
○移住促進イベント	●移住セミナーへの参加 ●ふるさと回帰フェアへの参加 ●出張移住相談会の実施
主管課	政策課
連絡先	0463-61-4100
○その他独自の取組	●大磯町移住・定住の促進活動に関する協定：一般社団法人海鈴大磯と協定を締結し、同法人と連携協力し、移住・定住に向けた取組みを進めている。 ●移住パンフレットのリニューアル
主管課	政策課
連絡先	0463-61-4100

事業種別	大磯町
○生活支援に係る施策①	●補助路線バス運行 高齢者や子どもたちなどマイカーを利用できない方にご利用いただくため、富士見地区（虫窪・黒岩・西久保）やＪＲ東海道北側を経路とした補助路線バスを運行。 ※運賃は、神奈川中央交通バスの一般路線の基準に準じています。
主管課	都市計画課
連絡先	0463－61－4100
○生活支援に係る施策②	●乗合タクシー運行 公共交通空白地域（西小磯東区）の解消を目的に乗合タクシーを運行。（平日のみ運行） 運賃：一人500円、2人以上のまとめて予約の割引有。
主管課	都市計画課
連絡先	0463－61－4100